

議案第11号

福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和2年7月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二場 公人

理由

運営安定化基金を、後期高齢者の健康保持増進のため推進される保健事業の財源としても処分できるようにするとともに、積立てに係る規定をより適切な表現に改めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の一部
を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例（平成28年条例
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「歳入」を削る。

第6条第1号中「保険給付」の次に「及び保健事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略) (積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）<u>歳出予算</u>において定める。</p> <p>第3条～第5条 (略) (処分)</p> <p>第6条 基金は次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。 (1) 保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る<u>保険給付及び保健事業</u>のための財源に充てるとき。 (2)・(3) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）<u>歳入歳出予算</u>において定める。</p> <p>第3条～第5条 (略) (処分)</p> <p>第6条 基金は次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。 (1) 保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る<u>保険給付</u>のための財源に充てるとき。 (2)・(3) (略)</p> <p>第7条 (略)</p>